

29福保保健第235号
平成29年7月24日

(区市町村名) 保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局保健政策部長
矢内真理子

平成28年度東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会における意見について

日頃より東京都の保健衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

区市町村におけるがん検診の実施体制については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添) (以下「指針」と言う。)により、「都道府県に設置される生活習慣病検診等管理指導協議会のがんに関する部会によりがん検診の評価、指導等が実施されていること。」が求められているところです。

先般、平成28年度第3回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会(以下、「がん部会」という。) (平成29年2月22日開催)において「東京都におけるがん検診精度管理評価事業(平成27年度がん検診実施分)」により集約した区市町村のがん検診の実施状況等について評価したところ、下記の事項について意見がありましたのでお知らせいたします。

今後のがん検診実施におかれましては、がん部会意見を御考慮いただいた上でお取り組みをお願いいたします。

記

1 がん部会の意見

(別紙「がん部会の意見一覧」を区市町村ごとに表で挿入)

2 その他

- (1) 指針外検診の問題点については、別添を御覧ください。
- (2) がん部会の意見について、取組状況の確認及び受診率向上や質の高い検診の実施に向けた工夫などについての意見交換等を目的として、いくつかの区市町村を個別訪問させていただく予定です。対象となった区市町村には別途御連絡いたします。御理解・御協力の程、よろしくお願いいいたします。

○東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会について

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)において、都道府県はがん等の動向を把握し、また市町村、検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について、専門的な見地から適切な指導を行うために協議会を設置するものとしており、東京都では当該協議会設置の上、がん検診に係る評価を行うためにがん部会を設置しています。

これまでの部会の議事録は東京都福祉保健局ホームページ「受けよう！がん検診」「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」> 東京都の取組：関係機関の方へ> 東京都生活習慣病検診管理指導協議会のページで公表しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/>

○「東京都におけるがん検診精度管理評価事業」について

東京都では、区市町村が行うがん検診における精度管理を充実させるとともに、東京都全体のがん検診事業の評価を行い、もってより精度の高いがん検診の実施に寄与することを目的に、「東京都におけるがん検診精度管理評価事業」を実施しています。

毎年夏から秋にかけてがん検診の実施状況等について調査を行い、がん部会での評価を経て結果はホームページに公表しています。平成28年度調査(平成27年度がん検診実施分)の結果は東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内、「受けよう！がん検診」>「がん検診の統計データ・調査」>「統計データ」のページ

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/gan/toukei/data/>) にて公表済です。

公表内容を再確認いただき、がん検診の精度管理向上に向けて各区市町村の取組を検討される際に御活用ください。

○指針で定める区市町村で実施するがん検診の内容(平成28年2月一部改正)

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上 ※喀痰細胞診は50歳以上で喫煙指数600以上の者	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

厚生労働省ホームページより引用(一部改変)

※東京都では死亡率減少効果が科学的に証明され、不利益を最小限に抑えた国の指針に基づく検診の実施を推奨しています(指針に基づかない検診は推奨していません。)。

各がん検診の推奨される方法とその根拠については添付の下記資料を御覧ください。

参考資料1:「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版」4ページ「胃がん検診の推奨グレード」

参考資料2:「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン」5ページ「肺がん検診の推奨レベル」

参考資料3:「有効性評価に基づく大腸がん検診ガイドライン」5ページ「大腸がん検診の推奨レベル」

参考資料4:「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」3ページ「子宮頸がん検診の推奨グレード」

参考資料5:「有効性評価に基づく乳がん検診ガイドライン2013年度版」6ページ「乳がん検診【推奨のまとめ】」

参考資料6:「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン」4ページ「前立腺がん検診の推奨グレード」

問い合わせ先

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 成人保健担当 浅井、湯川、石丸
電話 03-5320-4363 メール:S0000289@section.metro.tokyo.jp

指針外検診の問題点については、国立研究開発法人国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室が公開している、「科学的根拠に基づくがん検診推進のページ がん検診 Q&A 医療従事者向け (<http://canscreen.ncc.go.jp/qanda/iryou.html>)」にその理由が記載されています。以下、本通知に該当する項目を抜粋いたします。

■総論

Q.ガイドライン（※）で推奨されていない検診を対策型検診（※）として行ってもよいのでしょうか？

A. 推奨されていない検診の大半は、「死亡率減少効果を示す証拠が不十分」であり、有効性が確立していません。対策型検診のように公的資金を用いた検診の場合は、その資金の利用法に関しては、住民に対する説明責任を有しています。推奨されておらず、主たる効果が確立していない検診を行うことを主張しても、住民の大半から納得が得られることはきわめて難しいと考えられます。推奨されていない検診の実施に公的資金を用いる場合は、有効性を検証するための研究と位置づけて行う以外、正当化することはできないと考えられます。

※ガイドライン（「有効性評価に基づくがん検診ガイドライン」）

厚生労働省の研究班や国立がん研究センターの研究班が研究成果として取りまとめたもの。ガイドラインの内容を踏まえて厚生労働省でがん検診のあり方が検討され、指針の改正等が行われる。

※対策型検診（population based screening）

対象集団全体の死亡率の減少を目的とし、公共的な予防対策として行われる。対象は、地域住民など、特定の集団が対象となる。無症状であることが原則であり、有症状者や診療の対象となる者は含まれない。対策型検診は、死亡率減少効果が科学的に証明されていること、不利益を可能な限り最小化することが原則となる。老人保健事業による市区町村のがん検診や、職域における法定健診に付加して行われるがん検診が該当する。

Q.がん検診の対象年齢をなぜ区切る必要があるのですか？

A.がんは、年齢や性別で罹患率が大幅に異なります。100人に一人程度罹患する年代もあれば10万人に数人の年代（一般には若年者）もあります。利益はあくまでがんが早期発見されて救命に寄与した場合にのみ生じますので、罹患率の低い集団では利益は得られにくいですが、不利益は罹患率の低い集団にもほぼ一定の割合で起こります。したがって、利益と不利益のバランスから言えば、一定の年代で対象者を区切る（年齢の下限を決める）必要があります。

Q. 日本の住民検診として行われているがん検診は、自己負担もあり自由意思により参加できるので「任意型検診(※)」と変わらず、「対策型検診」とは異なるのでしょうか。

A. 対策型検診とは、対象集団全体の死亡率減少を目的として実施するものを指し、公共的な予防対策として行われます。このため、有効性が確立したがん検診を選択し、利益は不利益を上回ることが基本条件となります。対策型検診として市町村が行う住民検診でも自己負担が必要な場合がありますが、検診の受診は元来自由意思によるものなので、この点で任意型検診との相違があるわけではありません。対策型検診と任意型検診の大きな相違点は「目的」にあります。任意型検診には、必ずしも対象集団全体の死亡率減少を目的とはしない、様々な形態のがん検診が含まれます。

※任意型検診 (opportunistic screening)

個人の死亡リスクの減少を目的とし、医療機関や検診機関が任意に提供する医療サービス。対象となる特定の集団は定義されないが、無症状であることが基本条件となる。具体的には、検診センターや医療機関などで行われている総合健診や人間ドックなどに含まれているがん検診が該当する。死亡率減少効果の証明された方法により検診が行われることが望ましいが、個人あるいは検診実施機関により、死亡率減少効果の不明な方法が選択される場合がある。がん検診の提供者は、対策型検診では推奨されていない方法を用いる場合には、死亡率減少効果が証明されていないこと、及び、当該検診による不利益について十分説明する責任を有する。

Q. 「有効性評価に基づくがん検診ガイドライン」で推奨されていないがん検診であっても、住民検診として定着しつつある方法があります。この場合、「対策型検診として推奨しない」と判断することは不適切ではないでしょうか。

A. 「有効性評価に基づくがん検診ガイドライン」の目的は、がん検診のもたらす利益と不利益について科学的根拠に基づいて判断した上で推奨を示すことです。その際、住民検診として定着しつつあることを、推奨に関する判断材料として重要視することはありません。なお、がん対策推進基本計画個別目標には「すべての市町村において、(略)科学的根拠に基づくがん検診が実施されること」と記載されており、検診の実施の判断に科学的根拠が求められています。本ガイドラインはあくまでも市区町村にその根拠を提供し判断を助けるための資料です。

Q. どの臓器の検診を、がん検診のメニューに取り入れるべきでしょうか？

A. がん検診として有効性の評価が行われている臓器は、罹患率・死亡率の高いものに限られています。特に対策型検診の場合は、限られた予算を有効に活用するという観点から、有効性が確認された罹患率・死亡率の高い臓器に限定すべきです。具体的には男性では胃・大腸・肺、女性ではこれに加えて乳腺・子宮頸部をメニューに取り入れるべきでしょう。

Q. 今後、新しい検診方法を住民検診に導入するためにはどのようなことが必要でしょうか。

A. 今後、新しい検診方法を、対策型検診として住民検診に導入するためには、「がん死亡率が減少すること」と「不利益が少ないこと」の2点を明らかにすることが必要です。

■各論

(胃がん検診)

Q. ペプシノゲン法やヘリコバクターピロリ抗体は、胃がん死亡率減少効果を証明する研究が不十分だと判定されましたが、ハイリスク群の対象集約には有用なのではないですか？

A. ヘリコバクターピロリ抗体単独ではハイリスク群の対象集約に有用だとは言えません。ペプシノゲン法、あるいはペプシノゲン法とヘリコバクターピロリ抗体の併用はハイリスク群の対象集約に有用であると期待されていますが、その評価のための研究も不十分で、対象集約後の検診方法もコンセンサスが得られていません。日本消化器がん検診学会の附置研究会では、ペプシノゲン法の有効性評価も含めて、それらの点について検討中です。

(肺がん検診)

Q.CT 検診は早期肺がんがたくさん見つかるときいたのですが、推奨されていないのはなぜですか？

A.がんであっても進行速度がきわめて遅いために、放置しても死につながらないがんがあり、このようながんを見つけることを過剰診断と言います。早期肺がんがたくさん見つかったとしても、このようながんを見つけている可能性もあるので、がん死亡が減ったという証拠がないうちは、その検診は推奨することはできません。

(前立腺がん検診)

Q.PSA 検診はなぜ対策型検診として推奨されていないのでしょうか？

A.PSA 検診については、効果があるとする研究と効果がない（あるいは不明）とする研究がそれぞれ多くあります。しかし、がん検診の目的である、がん死亡率減少を証明した、信頼性の高い研究は行われていません。多くの研究の結果が一致しないことから、がん死亡率減少の有無（効果のありなし）は、現在のところ不明と判断しました。また、PSA 検診では、他のがん検診と同様、精密検査や治療の不利益もあります。従って、証拠が不十分で不利益も無視できない PSA 検診を対策型検診として行うことは現在のところ推奨していません。

(子宮頸がん検診)

Q.ヒトパピローマウイルス（HPV）検査を用いると細胞診による検査より前がん病変が多く見つかるそうですが、なぜ市町村などの対策型の検診では HPV 検査による検診が推奨されないのでですか？

A.ヒトパピローマウイルス（HPV）検査は HPV 感染の有無を調べる検査であって、子宮頸がんそのものを見つける検査ではありませんが、前がん病変とがんの発見率を高くなる可能性があります。近年、HPV 検査による子宮頸がん検診の有効性を示唆する 2 つの研究が報告されています。インドにおける無作為化比較対照試験（※）では HPV 検査による子宮頸がんの死亡率減少を認められました。また、イタリアの無作為化比較対照試験でも浸潤がんの罹患率が減少したことが報告されています。しかし、インドの研究は先進国と医療の状況が異なっていることや研究の質などの点から、その結果をそのまま先進国の状況にはあてはめられないと考えられています。また、イタリアの研究のサンプル数が小さいなどの問題点が残されています。従って、これらの研究結果だけでは対策型検診として実施するための証拠は不十分と考えられ、現在、フィンランドをはじめとする無作為化比較対照試験の成果が期待されています。

※無作為化比較対照試験 (randomized controlled trial: RCT)

予防・治療の効果を科学的に評価するための介入研究。対象者を無作為に介入群（検診など、決められた方法での予防・治療を実施）と対照群（従来通りまたは何もしない）とに割り付け、その後の健康現象（罹患率・死亡率）を両群間で比較するもの。ランダム割付比較試験とも呼ばれる。日本語の用語は統一されていないので、Randomized Controlled Trial という英語を略した RCT という用語が使われることが多い。

総括表 胃がん検診の推奨グレード

方法	推奨 グレード	証拠のレベル (死亡率減少効果)	検査の内容	任意型検診	研究への提言
胃X線検査	B	2+	複数の観察研究において死亡率減少効果を示す相応的な証拠があり、その結果には一貫性がある。不利益については、高齢度バリウムの普及後、誤嚥の報告が増加している。その他の不利益には、偽陽性、過剰診断、放射線被ばくがある。	対策型検診としての実施を推奨する。検査対象は50歳以上が望ましい。不利益について適切な説明を行うべきである。	今後の継続には、死亡率減少効果の大ささを再検証すべきである。偽発症に関する関連学会の調査が行われているが、過剰診断や放射線被ばくなど の不利益についての検討が必要である。40歳代に対する推奨について、ピロリ菌感染率をもとに再検討するための基礎資料を蓄積すべきである。
胃内視鏡検査	B	2+	複数の観察研究において死亡率減少効果を示す相応的な証拠がある。不利益については偽陽性、過剰診断のほか、前処置の西田麻酔によるショックや穿孔・出血などの偽発症があり、重篤な場合は緊急性を要する。	対策型検診としての実施を推奨する。検査対象は50歳以上が望ましく、検査間隔は2~3年とすることが可能である。ただし、重篤な偽発症に迅速かつ適切に対応できる体制が整備できないうちは実施すべきでない。さらに、精度管理体制の整備とともに、不利益について適切な説明を行うべきである。	国内・国外での研究が進みつつあるが十分ではないことから、死亡率減少効果について評価研究をさらに進めが必要がある。また、韓国での定期検査は報告書での公表に留まっており、ピア・レビューを経た論文の公表後、再度検討する。偽陽性、過剰診断、前処置や検査による偽発症などの不利益に関する検討が必要である。40歳代に対する推奨について、ピロリ菌感染率とともに再検討するための基礎資料を蓄積すべきである。
ペプシノゲン検査(単独法)	I	2-	複数の観察研究において死亡率減少効果が示唆されたが、研究の質が低いため、確定的な判断は得られなかった。不利益については偽陰性、偽陽性、過剰診断の可能性がある。	対策型検診としての実施を推奨しない。	任意型検診として実施する場合には、死亡率減少効果が不明であることと不利益および今後の検診の必要性について適切な説明を行うべきである。適切な説明に基づく個人の受診は妨げない。
ヘリコバクターピロリ抗体検査(単独法)	I	3	死亡率減少効果を検討した研究はなかった。不利益については偽陰性、偽陽性、過剰診断の可能性がある。	対策型検診としての実施を推奨しない。	リスク層別化と内視鏡検査の死亡率減少効果に関する評価研究がされた検診の死亡率減少効果に関する評価研究が必要である。また、リスク層別化、内視鏡検査、除菌を組み合わせた予防方法について、長期追跡に基づく評価研究が必要である。
ペプシノゲン検査とヘリコバクターピロリ抗体検査の併用法	I	3	死亡率減少効果を検討した研究はなかった。不利益については偽陰性、偽陽性、過剰診断の可能性がある。	対策型検診としての実施を推奨しない。	任意型検診として実施する場合には、死亡率減少効果が不明であることと不利益および今後の検診の必要性について適切な説明を行うべきである。適切な説明に基づく個人の受診は妨げない。

- 1) 各方法を胃がん検診の1次スクリーニング方法として実施した場合の評価である。
- 2) 証拠のレベル、推奨グレードは別表参照。
- 3) 推奨グレードIは、現段階においてがん検診として実施するための証拠が不十分であることを意味するが、今後の研究成果によって将来的に判定が変更になる可能性がある。

総括表 肺がん検診の推奨レベル

検査方法	証拠	推奨	表現
非高危険群に対する胸部X線検査、及び高危険群に対する胸部X線検査と喀痰細胞診併用法	2+	B	死亡率減少効果を示す相応な証拠があるので、対策型検診及び任意型検診として、非高危険群に対する胸部X線検査、及び高危険群に対する胸部X線検査と喀痰細胞診併用法による肺がん検診を実施することを勧める。ただし、死亡率減少効果を認めるのは、「二重読影、比較読影などを含む標準的な方法 ^{注1)} 」を行った場合に限定される。標準的な方法が行われていない場合には、死亡率減少効果の根拠はあるとはいはず、肺がん検診としては勧められない。また、事前に不利益に関する十分な説明が必要である。
低線量CT	2-	I	死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められない。任意型検診として実施する場合には、効果が不明であることと不利益について適切に説明する必要がある。なお、臨床現場での撮影条件を用いた非低線量CTは、被曝の面から健常者への検診として用いるべきではない。

* 証拠・推奨のレベルについては、表2及び表3参照

注1) 標準的な方法とは、「肺癌取扱い規約」の「肺癌集団検診の手引き」に規定されているような機器および方法に則った方法を意味している。したがって、撮影電圧が不足したもの、二重読影を行わないもの、比較読影を行わないものなどは、ここで言う標準的な肺がん検診の方法ではない。

表 大腸がん検診の推奨レベル

検査方法	証拠	推奨	表現
便潜血検査化学法	1++	A	死亡率減少効果を示す十分な証拠があるので、集団及び個人を対象として、便潜血検査化学法による大腸がん検診を実施することを強く勧める。
便潜血検査免疫法	1+	A	死亡率減少効果を示す十分な証拠があるので、集団及び個人を対象として、便潜血検査免疫法による大腸がん検診を実施することを強く勧める。 便潜血検査化学法に比べて、感度が優れている点、受診者の実費・薬剤負担を必要としない点から、化学法より免疫法を選択することが望ましい。
S状結腸鏡検査	1+	C	死亡率減少効果を示す十分な証拠があるが、内視鏡検査範囲外についての死亡率減少効果は期待できない可能性が高い。一方、検査に伴う不利益は、小さいとは言い切れないため、集団を対象として実施することは勧められない。個人を対象として実施する場合には、安全性を確保すると共に、検査範囲外の死亡率減少効果は不明なことや、前投薬、検査による不利益について十分説明する必要がある。
S状結腸鏡検査と便潜血検査 化学法の併用法	2+	D	S状結腸鏡検査と便潜血検査化学法、個々の検査については、死亡率減少効果を示す十分な証拠があるが、各々単独の検診と比較して併用することでより死亡率減少効果がどの程度堆積されるかは定かではない。一方、検査に伴う不利益は、小さいとは言い切れないため、集団を対象として実施することは勧められない。個人を対象として実施する場合には、安全性を確保すると共に、前投薬、検査による不利益について十分説明する必要がある。
全大腸内視鏡検査	2+	C	死亡率減少効果を示す相応の証拠があるが、検査に伴う不利益が緩和できないため、集団を対象として実施することは勧められない。がん検診として実施する場合には、全大腸内視鏡検査に伴う、給食量、前投薬、検査による不利益を事前に十分に説明することが必要である。その実施は、事前の説明が可能のこと、さらに緊急時の対応可能な施設に限定される。
注腸X線検査	2+	C	死亡率減少効果を示す相応の証拠があるが、検査に伴う不利益が緩和できないため、集団を対象として実施することは勧められない。がん検診として実施する場合には、注腸X線検査に伴う、前処置、前投薬、検査による不利益を事前に十分に説明することが必要である。その実施は、事前の説明が可能のこと、さらに緊急時の対応可能な施設に限定される。
直腸指診	2+	D	死亡率減少効果がないことを示す証拠があるため、実施することは勧められない。

* 証拠・推奨のレベルについては、表1及び表2参照

総括表 子宮頸がん検診の推奨グレード

検査方法	証拠の レベル	推奨グ レード	対策型検診	任意型検診	研究への提言
細胞診(従来法)	2++	B	子宮頸がん死亡率減少効果を示す相応な証拠があるので、細胞診(従来法)による子宮頸がん検診を実施することを勧める。	子宮頸がん死亡率減少効果を示す相応な証拠があるので、細胞診(従来法)による子宮頸がん検診を実施することを勧める。	精度管理を改善するための検討が必要である。また、他のがん検診と併せて、受診率向上に向けて対策を検討すべきである。
細胞診(液状検体法)	2+	B	子宮頸がん死亡率減少効果を示す相応な証拠があるので、細胞診(液状検体法)による子宮頸がん検診を実施することを勧める。	子宮頸がん死亡率減少効果を示す相応な証拠があるので、細胞診(液状検体法)による子宮頸がん検診を実施することを勧める。ただし、現段階でわが国における細胞診(従来法)の感度・特異度と比較検討した研究がないことを受診者に説明する必要がある。	実際に導入する場合にはわが国における細胞診(従来法)の不適正検体の頻度を明確にすると同時に、細胞診(従来法)と比較した細胞診(液状検体法)の感度・特異度を検討する必要がある。
HPV 検査を含む検診方法 1) HPV 検査(単独法) 2) HPV 検査と細胞診の同時併用法 3) HPV 検査陽性者への細胞診トリアージ法	2-	I	子宮頸がん死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められない。	任意型検診として実施する場合には、子宮頸がん死亡率減少効果が不明であることと不利益について適切に説明する必要がある。適切な説明に基づく個人の判断による受診は妨げない。	今後は、子宮頸がん検診の精度(感度・特異度)に関する研究だけでなく、子宮頸がんの死亡・浸潤がん罹患をエンドポイントとした研究の実施を勧める。

- 証拠のレベル・推奨グレードは、表3及び表4参照。
- 推奨グレードIは、現段階においてがん検診として実施するための証拠が不十分であることを意味するが、今後の研究成果によって将来的に判定が変更する可能性がある。
- 子宮頸がん検診の不利益とは、偽陰性や偽陽性など不適切な結果だけではなく、陽性例に不要な精密検査が行われること、精神的不安、本来必要としない医療費が追加となることなどである。また、たとえがんであっても精密検査や治療の結果重篤な偶発症を被ることや過剰診断(overdiagnosis)も不利益の範疇に入る。ただし、検査による医療事故や過誤そのものを意味するものではない。
- 細胞診後に細胞診異常症例のトリアージとして HPV 検査を行った場合は、疾病に対する精密検査を含む診療との区別をつけ難いため、今回の検討対象とはしていない。なお、細胞診異常症例に対する HPV 検査によるトリアージについては、日本産婦人科医会から、細胞診判定のベセダシス テム 2001 による分類導入を含め、その運用の指針が示されている。
- 任意型検診において、特に若年者に HPV 検査(単独法)あるいは HPV 検査と細胞診の同時併用法を行う場合には慎重な対応が必要である。

乳がん検診【推奨のまとめ】

方法	推奨グレード （死亡率減少効果）	証拠のレベル （死亡率減少効果）	対策型検診	任意型検診	研究への提言
マンモグラフィ 単独法 (40~74歳)	B	1+	40~74歳を対象とした複数の無作為化比較試験の結果を総合して、死亡率減少効果を示す相応な証拠がある。不利益についても陰陽性、過剰診断、放射線暴露がんの発症の可能性がある。	対策型検診としての実施を推奨する。	死亡率減少効果の根拠となつた研究が海外から報告されているが、我が国における評議研究が必要である。わが国の罹患のピークとなつていて、40歳代における死亡率減少効果の大さきを確認する必要がある。同時に、マンモグラフィの不利益については、40歳代では陰陽性率、放射線被ばくに開する研究、50歳以上では過剰診断に關する研究が特に必要である。
マンモグラフィ と視触診の併用法 (40~64歳)	B	1+	40~64歳をおとしめた複数の無作為化比較試験の結果を総合して、死亡率減少効果の相応な証拠がある。不利益については陰陽性、過剰診断、放射線暴露がんの発症の可能性がある。	対策型検診としての実施を推奨する。ただし、視触診が適正に行われるための精度管理ができない状況では実施すべきではない。	マンモグラフィに視触診を追加した場合の利益(死亡率減少効果)と不利益(偽陽性)に関する研究が必要である。視触診の精度管理や教育啓発を検討すべきである。
マンモグラフィ 単独法・マンモグラフィと視触診併用法 (40歳未満)	I	2+	40歳未溩の乳がん罹患率は低く、死亡率減少効果を検討した研究も極めて少ない。そのため、死亡率減少効果を判断することはできない。	対策型検診としての実施を推奨しない。	罹患率の低い40歳未溩にマンモグラフィを実施した場合の不利益に関する研究が必要である。
視触診単独法	I	2-	死亡率減少効果を検討した症例が専門家は2件あるが、確定的な結果は得られない。開発途上国における無作為化比較对照試験の結果も中間報告に留まる。このため、死亡率減少効果を判断することはできない。	対策型検診としての実施を推奨しない。	任意型検診として実施する場合は、死亡率減少効果が不明であることと不利益について適切な説明を行うべきである。ただし、視触診が適正に行われるための精度管理ができない状況では実施すべきではない。
超音波検査 (単独法・マンモグラフィ併用法)	I	3	悪液・特異度の報告はあるが、死亡率減少効果を検討した研究はない。このため、超音波検査による死亡率減少効果を判断することはできない。	対策型検診としての実施を推奨しない。	任意型検診として実施する場合は、死亡率減少効果が不明であることと不利益について適切な説明を行うべきである。

注)
 1) 証拠のレベル、推奨グレードは別表(表4、表5)参照。
 2) 検査対象は75歳未満に限定した。
 3) 腹部透視として行われている自己触診は、乳がん検診の方法としては対象外である。

4) 推奨グレード1は、現段階において、がん検診として実施するための証拠が不十分であることを意味するが、今後の研究成果によつて、将来的に判定が変更になる可能性がある。
 5) 65~74歳については、マンモグラフィと視触診の併用法による効果は認められなかつた。従つて、65~74歳には、マンモグラフィ単独検査を対策型検診として推奨する。

総括表 前立腺がん検診の推奨グレード

検査方法	証拠	推奨	表現
直腸診	2-	I	死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められない。任意型検診として実施する場合には、効果が不明であることと不利益について適切に説明する必要がある。
前立腺特異抗原(PSA)	1-2-	I	前立腺特異抗原(PSA)検査は、前立腺がんの早期診断をする上で有用な検査である。しかし、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、現在のところ対策型検診として実施することは勧められない。任意型検診として実施する場合には、効果が不明であることと過剰診断を含む不利益について適切に説明する必要がある。現在、重要な研究が進行中であるため、それらの研究の結果が明らかになり次第、速やかに改訂を検討する。

- * 証拠のレベル・推奨グレードは、表2及び表3参照。
- * 検査方法は、単独法のみを対象としている。

出典「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン」4ページ
<http://canscreen.ncc.go.jp/pdf/guideline/zenritsusenguide/zenritsusenguide.pdf>